

平成 26 年度 財政援助団体等監査（１）監査結果措置状況

株式会社 OMこうべ

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(3) 指摘事項 会計に関する事務 ア 小口現金の取扱いを適正にすべきもの 小口現金の設置場所は、会社の「出納業務取扱規程」により、須磨パティオ事務所，リファール横尾事務所，キャンパススクエア事務所，プレンティ事務所，セリオ事務所の 5 か所と定められている。また，旧財団法人神戸市開発管理事業団の事業所については，「経理規程」で経過措置として認められている「旧財団法人神戸市開発管理事業団会計規程」により，小口現金の設置が認められている。 海上アクセス事業部にも小口現金を設けているが，上記いずれの規定にも該当しないため，根拠規程がない状態である。 規程の改正等，適正な対応をすべきである。	海上アクセス事業部を小口現金の設置場所とする根拠規定については，平成 26 年 12 月 1 日付けで，「出納業務取扱規程」第 23 条(小口現金)に海上アクセス事務所を追加改定し，施行した。	措置済
契約に関する事務 ア 市との委託契約において再委託手続きを適正にすべきもの 市との委託契約では，委託契約約款において，委託業務を第三者へ委託(請負その他これに類する行為を含む。)(以下「再委託」という。)する場合は，市の書面による事前の承諾が必要とされているが，再委託の承認を得ていないものがあつた。約款に則り，適正な事務処理をすべきである。 (事例) ・高倉会館及び名谷南会館の管理業務を，地域団体等に包括的に再委託しているもの	市との委託契約における再委託承認手続きについて，平成 27 年 2 月に文書により，改めて再委託の定義等を各事業部に通知し，遺漏のないよう周知徹底した。 ・高倉会館・名谷南会館 高倉会館及び名谷南会館の管理業務については，平成 27 年 1 月末に再委託承認通知書の交付を受けた。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
・ 設備保全業務を，一般財団法人神戸すまいまちづくり公社に再委託しているもの	・ 神戸すまいまちづくり公社 設備保全業務については，市からの受託業務を精査し，平成 27 年度から，再委託に該当するものについては契約約款に則った手続を行う。	措置済
イ 会館管理運営業務の委託に関し，経費負担を適正にすべきもの 名谷南会館管理運営業務の民間事業者への包括委託においては，1 件 30 万円（消費税抜）を超えるものを除き，施設，設備，器具の修繕及び設備法令・定期点検等は受託事業者の業務とされ，受託事業者が費用を負担することとなっている。 しかしながら，平成 25 年度の保守修繕費の支出において，除外要件に合致しないにもかかわらず会社が負担している事例があった。委託契約書に則り，適正に処理すべきである。 (事例)	名谷南会館は開設から約 40 年経過し老朽化している状態で民間事業者に包括委託をしており，利用者サービスの維持・安全の確保から，緊急対応が必要な修繕など，当社が必要性を判断し，実施した案件もあった。 実態の面も勘案し，平成 27 年度から，契約内容の見直しを行い適正化を図る。	措置済
ウ 会館運営事業に係る契約内容を見直し，適正に処理すべきもの 市の施設である会館，集会所について，市と締結している使用貸借契約と業務委託契約の間に矛盾が見られる事例と，業務委託契約の運用が適正でない事例があった。 市と協議し，使用貸借契約及び委託契約の内容を見直し，適正に処理すべきである。		

[illegible]

監 査 結 果 の 概 要			措 置 内 容	措置状況
横尾集会所	和室畳表替え 工事	51,557 円		
かりば集会所	カーテンレール補修工事	43,760 円		
かすが集会所	和室畳表替え 工事	48,155 円		
みかた集会所	トイレ塗装他 修理	72,000 円		
いぶき西フ レア集会所	和室畳表替え 工事	37,280 円		
いぶき東フ レア集会所	和室畳表替え 工事	46,720 円		
学園東集会所	便座修理（洗 管含む）	63,780 円		
ほか				
(4) 意見 会計に関する事務 ア 事務局業務受託団体の金券等の適切な管理を検討すべきもの リファール横尾事業部は、名店会から委託を受け事務局業務を行っている。名店会ではイベント開催時に金券を発行しているが、残券を無効処理せずに事務所の金庫に保管している。 またテナントは店頭で受けとった金券を、そのまま事務所に持参し換金している。 前者については無効処理、後者についてはテナントによる受領印押印のルール化など、不正使用防止の仕組みを検討されたい。 また、同事業部では名店会の小口現金も管理しているが、実査時に、支払実績はあるものの出納帳への記入は確認できなかった。 小口現金を取り扱う事務担当者は、経理規程の規定に準じ、支払の都度、金銭出納帳に記入し、その責任者は、支払いを認証し、残高との照合を確認した証拠として出納帳に押印するなどのルール化を検討されたい。			リファール横尾名店会事務局業務について、平成 26 年 11 月に現状を改めるとともに、以下のとおりルール化を行った。 ・イベント開催時の金券 期限を過ぎた金券の残券は、期限翌日に廃棄処理を行い、金庫に保管しないようにする。 受け取った金券は、事務所でテナントと無効の押印を確認し、不正使用を防止する。 ・小口現金取扱事務 「小口現金出納帳」により日々の出納を、「小口現金残高確認書」により月末の現金残高を管理責任者、担当者により確認する。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
契約に関する事務 ア 委託事業の精算に際し、実費確認の仕組みを検討すべきもの 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社への、会社施設及び市から管理運営業務を受託している施設の設備保全業務委託では、法令・定期点検業務費及び消耗品費は実費精算することになっているが、精算にあたって実費の証拠書類は提出されていない。実費を確認できる仕組みを検討されたい。	設備保全業務については、平成 26 年 10 月に、精算を要するものについては、同公社に対して平成 26 年度分から、施設別・経費区分別の内訳書の添付を要請するとともに、平成 27 年度から契約書に盛り込む。	措置済
イ ショッピングセンター駐車場管理委託における売上チェック方法の強化を図るべきもの 会社では、5 つのショッピングセンターの駐車場の管理運営業務を民間事業者に委託している。委託形態には、駐車場運営を包括的に委託しているものと、精算機は会社が設置し、集金を含めた管理業務を委託しているものがある。各ショッピングセンターでは、受託事業者からの報告として、駐車場売上日報（一時利用・定期券売上・駐車券売上等）及び駐車場売上月報を提出させている。会社による売上のチェックは、基本的には、一時利用の売上は精算機の総売上金額を印字したジャーナル、定期券売上については、機械更新分はジャーナル、窓口販売分はシステム管理している定期券作成履歴等を、それぞれ日報や月報と突合することによって行っている。また駐車券売上のチェックは、テナント等の駐車券受取証と月報を突合することによって行っている。 しかしながら、次のような事例があったので、売上のチェック方法の強化を図られたい。		

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(事例) ・須磨パティオの定期券売上 須磨パティオでは、定期券の販売を新規・更新ともに受託事業者が駐車場事務所の窓口で行っている。更新期間は毎月 20 日から月末までであるが、更新事務の効率化のため、20 日以前に更新予定の定期券を作成し、更新時に旧定期券と交換している。販売時に必ずしも領収証を発行していないため、領収証控えや日計表及び定期券の受払簿等の定期券売上の根拠となる書類が確認できなかった。会社では、日報と月報で売上金額及び販売枚数を確認しているとのことであった。また、使用可能（更新済み分等）定期券及び未使用定期券の、受払簿等での在庫管理は行われていなかった。 ・キャンパススクエアの一時利用売上 キャンパススクエアは、精算機の設置を含め包括的に運営委託をしており、受託事業者からは駐車場売上の日報と月報のみを提出させ、精算機のジャーナルとの突合は行っていない。	・須磨パティオ 平成 27 年 1 月下旬から、以下のとおりルール化を行った。 ・領収書については、専用のレジスターの導入を行い、販売毎に登録し、購入者全員に交付する。 ・定期券の管理については、在庫管理簿に廃棄処分枚数等を明記し、在庫の管理を適切に行う。 ・キャンパススクエア 平成 26 年 11 月から、受託業者から精算機のジャーナルを提出させ、日報等との突合によるチェックを行うようルール化を行った。	措置済 措置済
ウ ユニバープラザ施設管理業務の再委託を適切にすべきもの 会社は、ユニバープラザを市及び一般財団法人神戸すまいまちづくり公社と区分所有し、市及び同公社持分の管理業務を両者から受託しているが、業務内容に設備維持管理業務（電気設備・機械設備の監視、保守点検、メーター検針その他）が含まれている。 一方、会社は関連施設の設備保全業務を包括的に同公社に委託しており、ユニバープラザも関連施設に含まれているが、設備保全業務中の、運転・監視及び日常点検・保守業務、法令・定期点検業務が、前記同公社からの受託業務の設備維持管理業務の内容と一致する。 受託業務を委託者へ再委託した形となっており適切ではないと考えられ	当該契約関係について事実関係を確認したところ、当社が神戸すまいまちづくり公社から受託している対象物件は、同公社持分の土地、区分所有 3 者共用の 1 階防災センター、街灯、看板他であり、設備管理業務は含まれていなかった。 神戸すまいまちづくり公社からの管理業務委託契約について、協議のうえ、平成 27 年度から、契約書文面の適正化を図る。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
る。同公社との委託契約の内容を整理されたい。		
財産管理に関する事務 ア 会館運営事業における収入金収納の改善を検討すべきもの 鶴甲会館で自主事業として実施している貸館事業の、収入金の金融機関口座への入金、会館の立地の関係で週に1度しか行われていないため、頻回に入金できる方法を検討されたい。	鶴甲会館は、会館内の常駐のほか、銀行への入金も当社社員が行っており、勤務体制の関係で週1度の入金となっていた。 出務を工夫するなどして、入金回数を増やした。	措置済
イ 会館の鍵管理の改善を検討すべきもの 鶴甲会館及び渦森会館では、会館入口の鍵を、職員、パート従業員、夜間管理を委託している地元の管理会のメンバー全員に配付、帰宅時には各々持ち帰っている。鶴甲会館はさらに、清掃業務を委託している事業者にも1つ鍵を預けている。 いずれの会館も、鍵の貸与について預かり証等の書類が確認できなかった。事故防止の観点から、外部に鍵を貸与するにあたっては、預かり証等の受理を検討されたい。 また、鶴甲会館では、金庫の鍵を職員、パート従業員全員が所持し、帰宅時には各々持ち帰っている。事故防止のため金庫の鍵の数は必要最低限にし、管理のあり方を検討されたい。	いずれの会館も、各々が担当業務を迅速に行えるよう、鍵を貸与していた。 施設管理等の観点から、両会館とも、鍵の貸与簿を作成するとともに、地元管理会や清掃業者など部外者からは預り証を徴した。また、鶴甲会館の金庫の鍵は、パート従業員からは回収し、社員のみが使用することとした。	措置済
その他 海上アクセス事業においては、乗船客数は、インバウンド客の増加もあって、平成24年度（旧海上アクセス株式会社）の372,049人から平成25年度は383,626人（4～9月旧海上アクセス株式会社実績を含む。）と、堅調な伸びを見せている。 平成25年度（10月～3月）は1,149万円の黒字を見込んでいたが、航路事業における往復割引の導入等に伴う収入の減少や燃料費の増加による費用の増加等が影響し、事業収支は7,484万円の赤字と	海上アクセス事業については、競合ルートを意識し往復割引を導入・継続したが、割引分を補う乗船客を獲得できなかったことや燃料費高騰等の要因があるものの、今後、事業の公益性も踏まえて市とも充分連携し、販売促進活動の一層の強化による乗船客のさらなる獲得や広告料収入の増収、人件費、経費の削減に努め、早期に収支改善を図っていく。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
なった。 消費税増税や燃料費の増加，他の交通機関との競合等，事業を取り巻く環境は厳しいが，事業の公益性を踏まえ，市や関係団体と連携し対策を検討されたい。		